

株式会社売買注文データ加工サービス 利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この利用規約（別紙を含み、以下「本規約」という。）は、契約者（第4条において定義する。）が、本サービス（第4条において定義する。）を利用するに際しての遵守事項を提示するものである。契約者は、本規約を遵守することを条件として、本サービスの提供を受けるものとする。

(本規約の適用範囲)

第2条 本規約は、本サービスの利用に関し、株式会社J P X総研（以下「当社」という。）、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所（以下「MTEC」という。）並びに契約者及び契約しようとする者との関係に適用される。

2 契約者は、当社及びMTEC（以下「当社等」という。）による本サービスの提供を受けるに当たり、本規約の内容に同意し、これを遵守するものとする。

(本規約の変更)

第3条 当社は、当社が必要と認めた場合には、契約者の承諾なく本規約を変更できるものとし、契約者は、あらかじめこれを承諾するものとする。本規約の変更の結果、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

2 本規約を変更した場合、当社は、変更があった旨及び変更の内容を電子メール、本ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で契約者に通知するとともに、変更後の本規約を本ウェブサイトに掲載するものとします。本規約の変更は、当社が定めた効力発生日から効力を有するものとする。

3 第1項の定めにとわらず、本規約の変更に関して、利用者に重大な悪影響がある場合その他当社が必要と認めた場合には、当社は、利用者に対し、本規約を変更する旨、変更の内容及び変更後の本規約の効力発生日を、当該効力発生日の7日前までに通知する。

4 利用者は、本規約の変更後も本サービスの利用を継続した場合、かかる変更同意したもののみならず。

第2章 定義

(定義)

第4条 本規約において以下の各号記載の用語の意味は、各号に記載されているとおり定義されるものとする。

- ① 本サービス：本規約に基づき本件情報を提供するサービスをいう。
- ② 契約者：第5条第4項に定める本契約の成立をもって、本サービスを利用する者をいう。
- ③ 本件情報：第6条第1項記載の情報をいう。
- ④ 加工前情報：本件情報を作成する際に使用する FLEX Historical データの加工前データをいう。
- ⑤ 第三者：第6条第2項の利用単位において法人単位を選択した場合には、契約者以外の者を、第6条第2項の利用単位において系列法人単位を選択した場合には、契約者及び契約者の系列法人として当社が承認している者以外の者をいう。

- ⑥ 系列法人:契約者と直接又は間接的に 50%超の出資関係がある会社等のうち当社が承認している者をいう。
- ⑦ 学術使用目的: 契約者が調査・研究を目的とする非営利の法人又は当該法人に属する個人であり、調査・研究目的のみに提供情報を使用し、かつ、当該調査結果等を商用利用しない場合をいう。

第3章 本契約の成立等

(本契約の成立)

- 第5条 契約しようとする者は、当社の指定する申込フォームを使用して、当社等に対して見積り依頼を行う。
- 2 当社等は、前項の見積り依頼を受領後、契約しようとする者が希望するサービスの内容に応じた見積りを契約しようとする者に対して提示する。
 - 3 契約しようとする者は、前項で提示された見積りの内容で本サービスの利用を希望するときは、電子メールで当社等に対して本サービスの利用の申し込むものとする。
 - 4 本契約は、当社及びMTECの双方が前項の申込みを承諾することで成立するものとする。当社及びMTECの双方が前項の申込みを承諾する旨の通知は、電子メールで当社又はMTECのいずれか一方から発し、本契約は当該通知発出時に成立する。

(本サービスの内容)

- 第6条 当社等が株式売買注文データ加工サービスとして提供する本件情報は以下のとおりとする。契約しようとする者は、前条第1項の見積り依頼において、利用する情報を選択することとする。
- ・ 指値情報
 - ・ ビットアスクスプレッド
 - ・ マイクロプライス
 - ・ ボリュームカーブ
 - ・ 約定値別出来高
 - ・ VWAP
 - ・ 約定価格ボラティリティ
 - ・ マイクロプライスボラティリティ
 - ・ 注文回数、約定回数、キャンセル回数
 - ・ 特別気配情報
 - ・ 実効スプレッド、逆選択コスト、実現スプレッド
 - ・ オーダーインバランス
- 2 契約しようとする者は、前条第1項の見積り依頼において、以下いずれかの利用単位を選択することとする。
- ・ 法人単位: 本件情報を契約者のみが利用する場合
 - ・ 系列法人単位: 本件情報を契約者及び系列法人のみが利用する場合
- 3 契約しようとする者は、前条第1項の見積り依頼において、以下いずれかを選択することとする。
- ・ 加工前情報あり

- ・ 加工前情報なし
- 4 本サービスの利用は内部利用に限定するものとする。本件情報又はその編集・加工情報を第三者に提供してはならない。
- 5 学術使用目的で本サービスを契約しようとする者は、前条第1項の見積り依頼において、その旨を申告することとする。

(系列法人契約における情報の利用)

- 第7条 契約しようとする者は、前条第2項において系列法人単位を選択する場合には、第5条第1項の見積り依頼より前に「関係会社リスト」を提出し、当社の承認を得ることとする。
- 2 契約者は、系列法人に対し、本規約に規定する契約者に対する義務及び制限と同様の義務及び制限を課すとともに、その旨を系列法人との間で合意することにより、当該義務及び制限を遵守させる。
 - 3 契約者は、系列法人に対し、本規約に規定する免責事項と同様の免責事項につき、当社等が系列法人より免責されることを当該系列法人と合意することとする。また契約者は、系列法人による本件情報利用に関し一切の責任を負うものとする。

第4章 本サービスの提供等

(本件情報の提供)

- 第8条 MTECは、契約者による第13条第1項に定める料金の支払いを確認した旨の連絡を当社から受けた後に、本件情報を提供する。
- 2 MTECは、本件情報をパブリッククラウド環境又は可搬記憶媒体を利用して提供するものとし、契約者に対し、本サービスの利用環境に接続するためのアクセスキーID等を貸与するものとする。

(加工前情報の提供)

- 第9条 当社は、契約者が加工前情報の提供を希望した場合、契約者による第13条第1項に定める料金の支払いを確認した後に、加工前情報の提供を行う。
- 2 当社は、加工前情報をパブリッククラウド環境を利用して提供するものとし、契約者に対し、加工前情報の利用環境に接続するためのアクセスキーID等を貸与するものとする。

(本サービスの利用環境への接続等)

- 第10条 本サービスの利用環境への接続方法の詳細及び本サービスの利用環境に格納される情報の形式は、当社等が定める仕様による。
- 2 当社等が定める仕様に関する一切の知的財産権等の諸権利は、当社等又はその他の権利者に帰属する。当社等が定める仕様の内容の全部又は一部を当社に無断で複製、改変、又は第三者に提供してはならない。
 - 3 当社等が定める仕様は本件情報を取得するために必要なシステム開発以外の目的で利用することはできない。

- 4 接続仕様書は日本語版を正本とする。日本語版と英訳版に記載内容の相違があった場合は日本語版が優先する。また、当社は英訳版の提供に関するいかなる義務も負わない。
- 5 契約者は、自らの費用により、第8条第2項及び第9条第2項に基づき当社等より貸与されたアクセスキーID等を利用し、本サービスの利用環境へ接続するものとする。
- 6 契約者は、自らの費用で、本サービスの利用環境の利用に必要な機器及び回線サービス並びにソフトウェア等を用意するものとする。
- 7 当社等は、第1項の仕様を、契約者に事前に連絡した上で変更することができるものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

第5章 本サービスの停止及び中止

(本サービスの提供中止等)

第11条 当社等は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供中止又は制限（以下「本サービスの提供中止等」という。）をすることができる。

- ① 地震、津波、台風、雷、大雨、洪水等の自然災害、火災、停電その他の不慮の事故、戦争、争議、動乱、暴動、騒乱、労働争議、伝染病その他の疫病及び感染症並びにそれらに伴う社会閉鎖等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ② 本件情報に係る当社等が運営するシステムその他の本サービスの利用環境に障害が発生した場合
 - ③ 当社等がパブリッククラウド環境を利用できなくなること等により、当社等において契約者に対し本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - ④ 本サービスの利用環境の保守又は工事の必要上やむを得ない場合
 - ⑤ 電気通信事業者が電気通信サービスを中止することにより本サービスの提供が困難となった場合
 - ⑥ 前各号に掲げるほか、事業上又は技術上の理由により、本サービスの提供中止等が必要となった場合
- 2 当社等は、本サービスの提供中止等をするときは、あらかじめ、その理由及び期間を、当社等が定める方法により契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

(本サービスの提供の停止)

第12条 当社等は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。この場合、当社等は、何らの通知又は催告を行う義務を負わないものとする。

- ① 小切手、手形の不渡処分を受け、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
- ② 契約者について、支払いが停止し、仮差押若しくは差押えの申立てがなされ、若しくは、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算若しくは会社更生手続開始の申立てが行われ、又は、自ら申立を行ったとき
- ③ 前2号のほか信用状態が著しく悪化したと当社等が認めたとき

- ④ 申込その他の本規約又は本契約に係る手続きに際して事実と異なる記載（第三者へのなりすまし、虚偽の記載、誤記等を含む。）をしていたことが判明したとき
- ⑤ 契約者のアクセスキーID等が第三者によって利用されているとき又は第三者による利用が合理的に疑われるとき
- ⑥ 第5条第1項の申込み時に登録された連絡先に連絡がとれないときその他の契約者との連絡が途絶したとき
- ⑦ 第22条に規定する調査を正当な理由なく拒絶したとき
- ⑧ 第14条その他本規約の規定に違反したとき又は違反のおそれがあると合理的に判断されるとき
- ⑨ 前各号のほか、当社等が契約者に対する本サービスの提供を不相当と判断したとき

第6章 料金

（料金）

- 第13条 契約者は、当社等が提示する見積りに基づき請求書に記載された料金（以下「料金」という。）を当社に支払うものとする。
- 2 契約者は、前項の料金を当社が指定する期日までに当社に支払うものとする。

第7章 契約者の義務

（禁止事項）

- 第14条 契約者及び契約しようとする者は、次の行為を行ってはならない。
- ① 本サービスの運用を妨害する行為
 - ② 本サービスの利用環境へのアクセスを有する第三者のシステム又はネットワークに危害を与える行為、又は危害を与える危険性のある行為
 - ③ 自身を偽って又は他人を装って不正に本件情報にアクセスする行為
 - ④ 本契約と異なる内容で本件情報が提供されたことを知りながら、本件情報を不正に使用する行為、及び契約内容と異なる内容で本件情報を使用する行為
 - ⑤ 第三者のアクセスキーID等又は虚偽のアクセスキーID等を不正に使用する行為
 - ⑥ アクセスキーID等又は可搬記憶媒体を第三者に使用させ、又は譲渡、貸与若しくは担保に提供する行為
 - ⑦ ウィルスの送信
 - ⑧ ハッキング行為
 - ⑨ 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - ⑩ 公序良俗に違反する行為
 - ⑪ 他の契約者に対して迷惑又は損害を与える行為
 - ⑫ 犯罪行為又は犯罪のおそれがある行為
 - ⑬ その他本サービスの運用を妨げ若しくは妨げる可能性のある行為又は当社等が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項その他の本規約に定める事項に違反して、当社等又は第三者に対して損

害を与えた場合には、契約者は、当社等及び第三者が被った損害のすべてを賠償する。

- 3 契約者及び契約しようとする者は、当社等以外の第三者による本件情報又はその編集・加工情報の提供、本サービスの利用者による当社等との契約内容とは異なる利用形態での利用その他本規約に違反する本件情報の利用を発見した場合、直ちにその旨を当社等に通知しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第15条 契約者は、事前に当社等の書面による同意を得ないで、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(利用ID等の管理)

- 第16条 契約者は、アクセスキーID等及び可搬記憶媒体を自己の責任において安全に管理・保管し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。
- 2 契約者は、アクセスキーID等又は可搬記憶媒体を紛失又は盗難等の被害に遭った場合には、直ちに当社等にその旨を通知するものとする。
 - 3 契約者は、本件情報の受領に際して不正使用や異常を発見した場合には、直ちに当社等にその旨を通知するものとする。
 - 4 当社等は、アクセスキーID等又は可搬記憶媒体の管理不十分又は第三者による不正使用によって利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。

(学術使用にかかる遵守事項)

- 第17条 学術使用目的で本サービスを利用する契約者は、以下の事項をすべて遵守しなければならない。
- ① 当社から要請があった場合には、データ受領者が教育、調査、研究を目的とする非営利の法人またはその法人に所属する者であることが確認できる資料等を当社に提出する。
 - ② 本件情報の使用はデータ受領者（法人の場合は第6条第5項で申告した部署/研究室に所属する者）のみが行う。
 - ③ 本件情報は調査・研究目的のみに使用し、当該調査結果を商用利用しない。
 - ④ 調査・研究結果を公表する場合、元データを再現可能な形（たとえば参考資料として株価の時系列データの表を添付する等）での公表を行わない。
 - ⑤ 当社から要請があった場合、本件情報を使用した調査・研究結果を当社に提供する。
- 2 前条各号に定める遵守事項のいずれかに違反した場合、契約者は通常適用される料金と学術使用目的の場合に適用される料金の差額を当社に対して速やかに支払う。

第8章 免責

(免責事項)

第18条 当社等及び当社等の関係者（当社等の役員及び従業員並びに当社等の代理人及び委託を受けた者（それぞれの役員及び従業員を含む。）をいう。以下同じ。）は、本件情報の誤びゅう(仕様に関する

ものを含む)、停滞、遅延、省略、欠陥、中断、第 11 条の本サービスの提供中止等、第 12 条の本サービスの全部若しくは一部の提供の停止及びシステム障害並びに契約者による当社等のシステムへのアクセスの不具合、その他本サービスの利用又は本件情報の使用により、契約者及び系列法人その他第三者に生じた損害につき、損害賠償責任を負わない。

- 2 当社等及び当社等の関係者は、第 22 条に規定する調査に関連して、契約者に生じた費用又は損害等につき、補償又は損害賠償等の責任を負わない。
- 3 この契約に基づく当社等による情報の提供は、投資の勧誘を目的としたものではなく、また、いかなる有価証券の価値を保証するものではない。
- 4 当社等及び当社等の関係者は、この契約に基づき提供する情報について、正確を期すよう努力するが、その情報の正確性、完全性、有効性及び即時性又は適時性について保証するものではない。
- 5 当社等及び当社等の関係者は、本件情報のいかなる部分についてもこれを改定し、またその不正確性等を訂正する権利を保有するが、義務を負わない。
- 6 契約者は、契約者が本件情報を利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担において処理解決し、当社等及び当社等の関係者に損害を与えないものとする。

第 9 章 終了

(契約期間)

- 第 19 条 契約者との本契約の有効期間は、第 5 条第 3 項に基づき本契約が成立した日から MTEC が本件情報を契約者に送付し契約者が受領した時点までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約者が加工前情報の提供を希望した場合、契約者との本契約の有効期間は、第 5 条第 3 項に基づき本契約が成立した日から当社が加工前情報を契約者に送付し、MTEC が本件情報を契約者に送付し契約者がその両方を受領した時点までとする。

(契約の解除)

- 第 20 条 当社等は、契約者が第 12 条各号のいずれかに該当した場合その他本規約に違反した場合であって、相当期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止しても、その状況が解消されず、又はこれを行ったとしてもその状況が改善される見込みがないと判断したときは、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- 2 当社等は、契約者が第 12 条各号のいずれかに該当する場合その他本規約に違反した場合で、その事実が当社等の業務の遂行上支障を及ぼすと認めるときは、同条に基づいて本サービスの提供を停止するとともに、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - 3 前 2 項の規定により本契約が解除された場合には、当社等は、契約者に対する本件情報の提供を中止するものとする。
 - 4 本条に基づく解除は、当社等から契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 5 当社等及び当社等の関係者に対するすべての免責は本契約解除後も存続する。

第 10 章 雑則

(秘密保持)

第21条 契約者及び当社等は、本契約、本契約に関連して相手方から受領した資料及び知得した技術等について、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者（当社等の関係者を除く。）に開示してはならない。

（情報の利用状況等の調査）

第22条 当社等は、必要があると認めた場合、契約者に対し1か月以上前に書面で通知することにより、契約者における本件情報又はその編集・加工情報の利用状況等の調査のため、当社等の役員若しくは従業員又は当社等の代理人若しくは委託を受けた者（それぞれの役員又は従業員を含む。）をして、契約者に立ち入ることができるものとする。

2 契約者は、前項の調査に誠意を持って協力するものとする。

（反社会的勢力ではないことの誓約等）

第23条 契約者（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。）は、「別紙（反社会的勢力の排除に関する特約）に記載の内容を遵守するものとする。

（知的財産権）

第24条 契約者は、本件情報のうち著作権等の権利性を有するものについては、当該権利が当社等又はその情報源（当社等が情報を入手するための契約を締結した相手方をいう。）に帰属することを認める。

（協議事項）

第25条 本規約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義を生じた場合は、契約者及び当社等は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

（管轄裁判所）

第26条 本契約から生じる契約者と当社等との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（準拠法）

第27条 本規約及び本契約は、日本法に従って解釈されるものとする。

以上

（2023年1月25日）

別紙 反社会的勢力の排除に関する特約

契約者は、本特約に記載の内容を遵守するものとする。

(暴排宣言)

第1条 当社は、自らが市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。

2 MTEC 及び契約者は、反社会的勢力との関係を遮断することをここに宣言する。

3 当社等及び契約者は、前2項の宣言の意義を理解し、相手方が同宣言を実現できるように相手方に協力する。

(反社会的勢力の定義)

第2条 本特約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

(誓約)

第3条 契約者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約する。

- (1) 契約者又はその株主（契約者の経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
 - (2) 当社等との取引に係る契約者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 2 契約者は、随時、当社等が行う、前項各号及び次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社等から求められた資料等を提出しなければならない。
- (1) 本利用契約において当社等が契約者に委託した業務等の全部又は一部を契約者が第三者に再委託する場合の契約その他本利用契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の当事者
 - (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

(本契約の解除)

第4条 当社等は、契約者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合

(2) 契約者が自ら又は第三者を利用して、当社等の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合

(4) 契約者が前条第2項に定める調査、報告に協力せず、又は当社等から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合

(5) 契約者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

2 当社等は、前条第2項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社等は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第5条 当社等及び契約者は、当社等が前条により本契約の全部又は一部を解除したことに基づき本契約を終了したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社等が契約者に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。

以上